

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の勤務地内における旅費支給規則

(平成十九年三月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合規則第二十一号)

改正 平成二〇年三月二七日規則第八号

(趣旨)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十六号)

第二十六条による勤務地内における旅行については、条例及び別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(旅費の支給範囲等)

第二条 職員等が、勤務地内に旅行する場合の旅費の支給範囲、旅費額及び支給条件は、別表のとおりとする。

(旅費の支給)

第三条 前条に規定する旅費は、宿泊する場合に支給する旅費を除き、毎月一日から末日までの期間に係る分を翌月に支給する。

(特例)

第四条 この規則により難しい場合の旅行については、広域連合長は、その実情により算定基準を定めて支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

旅		費		
日 当 （一日につき）		運 賃		支 給 条 件
宿泊料（一夜につき）	宿泊地	金 額	運 賃	
一、一〇〇円	酸ヶ湯 浅虫 城ヶ倉 田代平 雲谷	一〇、九〇〇円	勤務公署を起点として半径一キロメートルを超える鉄道又は青森市内に路線を有する乗合自動車による旅行の場合は、その実費。ただし、これによることのできない場合は、陸路合計一キロメートルにつき三十七円を乗じた額	運賃は、公用車又は公用乗車券を使用した場合には、支給しない。日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給する。
八、七〇〇円	その他	八、七〇〇円		